

校則（生活指導面）について

生活指導は学習面ばかりではなく、社会の一員として集団生活を営む上で、身に付けてもらいたいあらゆる基本的な生活習慣や態度、マナーも対象として含みます。

すべての生徒が安心して明るく豊かで充実した学校生活を送ることができるように、そして地域の方々や進路先の方々から親しまれるためには、お互いにルールを守って学校生活を送ることが、一人ひとりの生徒にとってよりよい学習の場を作ることにつながります。そのために、本校では「形より入りて心に至る」を指導の基本とし、学校で集団生活を営む上で最低限のルールを校則として定めてあります。この校則を必ず守り、楽しく充実した生活を送ってください。校則になくとも、集団の一員として、人として、身に付けてもらいたいことも指導していきます。

- ★法令に反する行為は、厳に慎むこと。
- ★他人の人権を尊重し、精神的にも身体的にも他者を傷つけるような行為は一切しないこと。
- ★授業には真摯な態度で臨み、授業の妨げになる行為、居眠りはしないこと。
- ★他人の迷惑となったり、他人を不愉快にさせたりする行為、態度をとらないこと。
- ★自分のものはもとより、公共物、他人のものも物品は大切にし、使用法を守ること。

このルールを守れない、もしくは指導に従えない場合、特別指導や懲戒の対象となります。

高等学校は義務教育ではありません。自らが望んで様々なことを学びに来るところです。

(1) 身だしなみについて

進路活動に向けた指導として身だしなみ指導を強化しています。

以下の点に注意して身だしなみを整えてください。定期および臨時に頭髪服装検査を実施します。

①服装

ア 標準服のきまり

- 1) 標準服は学校指定のものを学校指定の店から購入して着用します。
- 2) ブレザーの下は必ず白色無地ワイシャツを着用します。
- 3) ベスト・セーター・カーディガンは単色無地の「Vネック」を基本とします。「ハイネック」などのワイシャツが隠れてしまうものは着用してはいけません。また、シャツの裾は出さないこと。
- 4) ズボンは腰履きにしたり、裾をまくりあげたりしてはいけません。
- 5) ネクタイ・リボンは、学校指定のものか、市販されている派手ではないものを選択し、着用します。
- 6) 夏季（5月1日から10月31日）のあいだはブレザーを着用せず、白色無地ワイシャツまたは白色無地のポロシャツ（ただし進路スタイルでのポロシャツは不可）と、夏スラックスまたは夏スカートの略装でよい。また、ネクタイ・リボンの着用は自由ですが、着用する場合にはシャツのボタンは全て留め、ネクタイ・リボンは緩めないこと。
- 7) 他校の制服は着用してはいけません。

イ その他の服装

他校の制服・スウェット・作業着・ダメージパンツやホットパンツ・丈の短いスカート・タンクトップのような肌を露出しすぎる服装は着用してはいけません。

ウ 防寒着等

防寒着は指定のものはありません。ただし、パーカーなどフードつきの衣類をブレザーの下に着用してはいけません。スカートの下にスウェットパンツなどを履くことも禁じます。（スカートが寒ければズボン、パンツルックでの登校をしてください）

エ 行事等の日の服装

進路スタイル及び学校で事前に指定された服装を着用すること。

②履物

通学靴は、革靴・運動シューズを基本とします。サンダル・ぞうり・下駄・ブーツ（ショートブーツやムートン含む）・ハイヒールなどヒールの高いものは禁止です。校内での上履き、体育館履きは指定のものを、指定の場所で使用します。また、靴はきちんと履いて、踵（かかと）をつぶさないこと。

③頭髪

頭髪は自分本来の頭髪を加工する行為や、そりを入れる、カール、パーマ、エクステンション、コーンロウ、モヒカン、必要以上に整髪料で固めるなどの奇抜な髪型は禁止します。

- * 生来、直毛や黒髪でない場合は、指導上の混乱を防ぐために、該当する生徒にはその旨を申し出てもらいます。
- * 染色または、アイロン・ドライヤーなどの使用により、規定の色や地毛の色より茶色くなったり、明るくなったりした場合には、地毛の色に戻す指導を行います。また指定された日までに頭髪を直さなかった場合は、特別な指導の対象となります。

④装飾品・化粧

学校生活に不必要な装身具（ピアス・ネックレス・指輪・サングラスなど）および化粧（色付きリップを含む）カラーコンタクト（縁ありコンタクトレンズを含む）、マニキュアなどは禁止します。

⑤生徒証

生徒証は常時携帯し、提示を求められた場合（部外者との識別のため）は、すみやかに応じられるようにしてください。

(2) 通学・登下校について

通学路では、交通規則を守って安全を確保し、電車やバス車内のマナーに気を配りましょう。

①自転車通学

自転車通学はあらかじめ生活指導部に届け出て、使用する自転車に校名入りステッカーを指定された箇所に貼ります。また、必ず防犯登録をし、自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。整備不良や駐輪場所・交通ルール・交通マナーが守れない者には自転車での登校を認めません。

②自動車・バイク通学

免許を取得していても、また、成人であっても、授業の有無に関わらず、自動車・バイク（原付）等での登校は禁止です。他の人の運転する自動車、バイクに同乗しての通学も禁止です。併せて、保護者を含めて無届での自動車などによる送迎も禁じます。（免許取得者がバイク等を使用する場合は、必ず自宅に帰った後、私服に着替えて使用すること。）

③登校時間

S H R または授業開始 10 分前には登校し、授業の準備をしましょう。遅刻は生活の乱れの始まりです。

④下校時間

最終下校時刻は I・II 部は 17:00（ただし、部活動で延長の場合は 18:30 まで）、III 部は 21:25 です。終了後はすみやかに下校すること。

(3) 校内生活について

生活マナー10 箇条

- 1 あいさつをしよう (あいさつはコミュニケーションの始まり)
- 2 優しさと思いやりのある行動をとろう (互いに気持ちよく学校生活が送れるように)
- 3 時間、時刻、期日を守ろう (遅刻をしない、期限を守る)
- 4 授業中に携帯電話を出さないようにしよう (電源を切る)
- 5 飲食は定められた場所でしょう (飲食後のゴミもきちんと片付ける)
- 6 服装は心の鏡。きちんとしよう
(遊び着で登校していませんか、帽子やコート・ジャンパーなどを室内で着用したままではありませんか)
- 7 ゴミは分別してゴミ箱へ捨てよう (机の中、教室、廊下などはゴミ箱ではありません)
- 8 外履き・上履き・体育館履きは指定どおりきちんと区別しよう (環境美化と安全のために)
- 9 登下校時のマナーにも気をつけよう (地域から愛されるために)
- 10 許可のない生徒はエレベーターを使わないようにしよう (階段を使用しよう)

①授業を受けるにあたって

- ア 授業中は静かにし、私語をしたり、騒いだり、勝手に立ち歩いたり、ものを投げたりしないこと。
- イ 授業中は机に突っ伏したり、横向きに座ったり、寝たりしないこと。
- ウ 決められた席に座ること。また、受講登録をしていない授業に出ないこと。
- エ 授業中は、教員の指示がない限り携帯電話・スマートフォンなどを使用したり、見たり、触ったりせず、電源を切って鞆などにしまっておくこと。
- オ 授業中に音楽プレーヤー、ヘッドホン、イヤホンを使用しないこと。
- カ 授業に関係のない物は鞆の中にしまっておくこと。
- キ ガムその他を口に入れた状態、または飲食物を机に出した状態で授業を受けないこと。
- ク 手袋、帽子、マフラー、コートなどを身に付けたままで授業を受けないこと。
- ケ 礼儀をわきまえない態度や言葉遣いをしないこと。
- コ 授業中のトイレ、保健室や相談室の利用は原則として禁止。
- サ その他、授業の妨害をしないこと。
- シ 自習の時間は、監督教員の指示の下、所定の教室で静かに課題の学習をすること。
- ス 教室移動の際に、貴重品は携帯するか、施錠できるロッカーに保管すること。
- セ 多額の現金やキャッシュカード等は校内に持ち込まないこと。

②食事

- ア 昼食 弁当を持参するか各自で用意してください。昼食は昼休みに各自の教室、コモンスペースまたは前庭でとり、廊下に座って食べたりしないこと。体育館、小体育館、グラウンドでの食事は禁止です。
- イ 給食 Ⅲ部の生徒は給食を利用することができます。予約が必要ですので、詳しくは経営企画室で尋ねてください。
- ウ パン販売 昼休みに所定の場所にてパンの販売をします。

③外出 登校後、途中外出は原則として禁止です。やむを得ず外出の必要がある時は、担任または該当年次教員の許可を受けて外出すること。

④活動 全ての活動(部活動、生徒会・委員会、クラス活動)は担当教職員・顧問の監督指導を受ける。特に、休日や長期休業中は、事前に所定の届出を顧問経由で副校長に提出すること。校内掲示物を作成した場合は、事前に生活指導部に提出し、許可印をもらうこと。

⑤施設利用、美化

- ア 施設（特にエレベーターは原則として使用しない）や備品を使用する際は、担当責任者から許可を得てから使うこと。詳細な利用方法がある図書室、保健室や相談室などの教室はその指示に従うこと。
- イ ロッカーは全生徒に貸すが、シールの貼付や落書きをした場合は、弁償の対象となります。また、南京錠などの鍵を各自用意し、必ず施錠すること。
- ウ 絶えず校舎内外の美化に努め、清掃活動では自己の分担を果たすこと。
- エ コモンスペースは休み時間に利用するものとする。

⑥破損 施設・校具を破損、紛失した場合は、必ず届け出てください。やむを得ない場合をのぞき、弁償となり特別指導の対象となります。

⑦禁止行為

- ア 飲酒、喫煙、恐喝、暴力、器物破損、窃盗、万引き、薬物乱用、他人の敷地内への侵入や近隣への迷惑行為など法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはなりません。成人であっても学校管理下では飲酒喫煙を禁止します。これらの行為をした者、加担・同席した者も、特別指導または懲戒を受けることとなります。場合によっては警察に連絡します。
- イ 法令になくとも、喫煙具所持、テストなどでの不正行為、いじめ、集団での威圧行為、バイク・自動車通学（成人者も禁止）、授業妨害、言葉遣いなどで学校のルールに違反する行為やマナーが悪く指導が必要と認められる事項は同様に指導の対象として扱います。
- ウ 非常階段等、通常、利用する必要のないものは手を触れたり、立ち入ったりしないこと。
- エ 高額な金銭を含め、貴重品は持参しないこととし、やむを得ず持参した場合は、自己責任で管理をすること。
- オ SNS を通じて個人が特定できる情報・画像・動画を発信したり、他者を誹謗中傷したりする行為があった場合は特別指導の対象となることがあります。なお、SNS を利用する場合は「SNS 拓真ルール」を守ること。

(4) 校外生活について

- ①旅行 宿泊をとまなう旅行をする場合は、必ず保護者の承諾を得て安全に留意すること。
学割が必要な場合は1週間前までに経営企画室に申請すること。
- ②アルバイト アルバイトをする場合は、必ず事前に保護者の承諾を得ること。（成人においてはこの限りではない）。学業や学校生活を優先すること。また担任に届け出をすること。
- ③その他 未成年や高校生が立ち入りを禁止されている場所（娯楽場・遊技場・飲食店など）には出入りをしないこと。